

お申込み時に必要な証明書類

次の証明書類をコピーしてこの面に糊づけしてください。**書類不足の場合は認定審査を行うことができません。**

(注意)証明書類は返却できません(添付書類はコピー可)。

区分	申請理由	申込時に添付が必要な証明書類(コピー可)				
1	生活保護が停止または廃止になった方	福祉事務所が発行する生活保護停止(廃止)証明書				
2	全ての世帯員が市民税非課税の方 (世帯内で課税されている方がいる場合や、分離課税による非課税は除く)	◎令和6年1月1日時点で府中市に住民登録があった方 不要 (市(都)民税の申告が必要な場合があります) ◎令和6年1月2日以降に転入した方 住民税非課税証明書 (扶養人員が記入されているもの) ※1月1日時点で住民登録のあった自治体にて6月上旬から交付となりますので、交付開始後に早めのご提出をお願いいたします。				
	市民税が減免された方	市民税の市税減免決定通知書				
3	個人事業税が減免された方	個人事業税減免決定通知書				
4	固定資産税が減免された方	固定資産税減免決定通知書				
5	国民健康保険税が減免または徴収猶予とされた方	国民健康保険税減免決定通知書				
		国民健康保険税徴収猶予決定通知書 (いずれかの書類)				
6	児童扶養手当の支給を受けている方 (児童手当/児童育成手当/特別児童扶養手当とは異なります)	児童扶養手当証書 (表紙と市長印があるページのコピー)				
		児童扶養手当受給証明書 (いずれかの書類)				
7	生活福祉資金の貸付を受けている方 (コロナ特例による貸付を除く)	生活福祉資金貸付決定通知書				
8	東日本大震災・令和2年7月豪雨などの大規模災害で被災し避難している方	り(被)災証明書のコピー (府中市に住民登録がない方は、あわせて申請理由区分9の収入に関する書類を提出してください。)				
9	昨年の世帯収入・所得の合計が基準内にあり、援助を必要とする方 (基準額は1イ(9)の表をご参照ください) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 賃貸住宅にお住まいの方はこちらもご確認ください。 </div>	収入に関する書類 ◎令和6年1月1日時点で府中市に住民登録があった方 不要 (市(都)民税の申告が必要な場合があります) ◎令和6年1月2日以降に転入した方 (収入のある方お一人につき次の①～③のいずれかの書類) ① 給与所得のみの方 令和5年分給与所得の源泉徴収票 ② 税務署に確定申告書を提出した方 令和5年分確定申告書の控え ※第一表(税務署の收受印・e-tax受付日があるもの) ③ 上記①、②のどちらでもない方 令和6年度住民税課税証明書 ※1月1日時点で住民登録のあった自治体にて6月上旬から交付となりますので、早めのご提出をお願いいたします。				
		賃貸に関する書類 どれかひとつをご提出ください。				
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">賃貸契約書</td> <td>所在地、借主、貸主、家賃、契約期間の全てが記載してある部分(申込時に契約期間中であること)</td> </tr> <tr> <td>都営(市営)住宅家賃認定通知書</td> <td>最新のもの(減額されている場合は、減額通知書)</td> </tr> <tr> <td>社宅使用証明書</td> <td>物件所在地・使用者・使用料・使用期間・会社名を記載した証明書を会社で作成してもらってください。(指定書式はありません)</td> </tr> </table>	賃貸契約書	所在地、借主、貸主、家賃、契約期間の全てが記載してある部分(申込時に契約期間中であること)	都営(市営)住宅家賃認定通知書	最新のもの(減額されている場合は、減額通知書)
賃貸契約書	所在地、借主、貸主、家賃、契約期間の全てが記載してある部分(申込時に契約期間中であること)					
都営(市営)住宅家賃認定通知書	最新のもの(減額されている場合は、減額通知書)					
社宅使用証明書	物件所在地・使用者・使用料・使用期間・会社名を記載した証明書を会社で作成してもらってください。(指定書式はありません)					

◆賃貸住宅にお住まいの方
収入に関する書類と合わせて、表右の賃貸に関する書類もご提出ください。(どれかひとつ)
・上記区分1～8に該当する方は不要です。
・添付がない場合は持家と見なして審査いたします。